

令和 7 年度
第 1 回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 第 58 期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

(2) 令和 7 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・ 審議日程について
- ・ 実地視察先の選定について
- ・ その他

(3) その他

閉 会

令和7年度 第1回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和7年6月6日（金）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元岩手労働委員会 事務局長
	横 山 信 英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤 本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工 藤 直 樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬 川 浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス（株） 常務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局	労働基準部	局 長	白 石 好 春
		労 働 基 準 部 長	小 川 直 紀
		賃 金 室 長	高 橋 功 一
		賃 金 室 長 補 佐	小田島 学
		賃 金 室 員	鈴 木 千 春

審 議 会 資 料 一 覧

- 資料 1 第58期岩手地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料 2 岩手地方最低賃金審議会規程集
- 資料 3 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（当初案）
- 資料 4 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）
- 資料 5 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料 6-1 「令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長
岩手地方最低賃金審議会会長あて
- 資料 6-2 「令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長
岩手労働局長あて
- 資料 7 「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」
岩手弁護士会会長 岩手地方最低賃金審議会あて
- 資料 8-1 「令和7年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県知事
岩手地方最低賃金審議会会長あて
- 資料 8-2 「令和7年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県知事
岩手労働局長あて

第58期岩手地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年4月30日現在

区分	ふりがな 氏 名	現 職
公益代表委員	うねむら あきこ 植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	ごうこん つとむ 郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長
	こんどう しんいち 近藤 信一	岩手県立大学 教授
	さいとう のぶゆき 齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長
	よこやま しんえい 横山 信英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	こすが たかひろ 小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	こばやし ひとし 小林 斉	電気連合岩手地域協議会 事務局長
	ささき まさと 佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	ふじもと まこと 藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	やまだ きよあき 山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	くどう なおき 工藤 直樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	せがわ ひろあき 瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	ふじた よしお 藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	まつかわ けん 松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役
	むねかた かねよし 宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事
任 命 年 月 日		令和9年3月31日まで

岩手地方最低賃金審議会規程集

岩手労働局労働基準部賃金室

目 次

1	運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	専門部会運営規程・・・・・・・・・・	4
3	運営小委員会運営要領・・・・・・・・	6
4	特別小委員会運営要領・・・・・・・・	8
5	効率化に関する申し合せ事項・・・・	10
6	公開に関する事務処理要領・・・・・・	13

※ 「岩手地方最低賃金審議会～」の表記は省略

岩手地方最低賃金審議会運営規程

（規程の目的）

第1条 岩手地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案についての事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は議決書をそれぞれ議事録の写を附してその都度、岩手労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会専門部会運営規程

（規程の目的）

第1条 岩手地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

（議事録及び議事要旨）

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、または率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、
部会長は、議事録及び会議の資料を非公開とする。

3 議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に
基づいて議決を行ったときは、その都度、岩手地方最低賃金審議会
長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行
う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、
専門部会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

付則

この規程は、平成13年6月26日から施行する。

付則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

(設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会運営小委員会」（以下「運営小委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 運営小委員会は、最低賃金の審議の効率化及び最低賃金審議予定について検討し、このほか岩手地方最低賃金審議会の要請に基づく事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側2人合計6人とする。

(運営小委員長)

第4条 運営小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、運営小委員長の許可を受けなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、運営小委員長及び運営小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運

営小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 運営小委員長は、運営小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会特別小委員会運営要領

（設置）

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会特別小委員会」（以下「特別小委員会」という。）を設ける。

（目的）

第2条 特別小委員会は、産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討するものとする。

（組織）

第3条 特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側3人合計9人とする。

（特別小委員長）

第4条 特別小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を特別小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、特別小委員長の許可を受けなければならない。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、特別小委員長及び特別小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、特別小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開と

することができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 特別小委員長は、特別小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、特別小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

岩手地方最低賃金審議会における最低賃金の 審議の効率化に関する申し合せ事項

平成 15 年 6 月 24 日

平成 20 年 7 月 24 日

改正 平成 29 年 6 月 29 日

1 岩手県最低賃金専門部会

(1) 岩手県最低賃金専門部会は、人数は各側 3 名合計 9 名とする。

(2) 部会の開催回数は、関係行政機関等の概況説明及び目安の伝達を除き、原則として 3 回以内とする。

第 1 回目は、部会構成及び関係参考人からの意見聴取並びに前年度における確認事項の検討、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

(3) 審議資料としては、岩手労働局が実施する最低賃金に関する基礎調査結果及びその他の既存資料を活用するものとする。

(4) 目安の伝達、関係行政機関等の概況説明及び最低賃金に関する基礎調査結果説明は、本審議会において行うものとする。

(5) 最低賃金の改正にあたっては、中央最低賃金審議会より提示された目安を参考にするものとする。

2 運営小委員会

(1) 審議の運営に関する事項を検討する運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は各側 2 名合計 6 名とする。

(2) 委員会は、最低賃金等の審議の効率化及び最低賃金審議計画について検討し、この外、本審議会から付託された事項について検討するものとする。

3 特別小委員会

(1) 産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討する特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は

原則として各側 3 名合計 9 名とする。

(2) 当該産業の実情について、必要に応じ関係労使等からの意見聴取や実地視察を行うものとする。

(3) 委員会の開催回数は、原則として 2 回以内とする。

第 1 回目は、委員会構成及び必要性審議、第 2 回目は、必要性審議を行うものとする。

4 産業別最低賃金専門部会

(1) 産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う産業別最低賃金専門部会は、人数を各側 3 名合計 9 名とする。

ただし、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各 3 名のうち、原則として少なくとも各側 2 名は、当該決定を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する者をもって充てるものとする。

(2) 部会の開催回数は、原則として 3 回以内とする。

第 1 回目は、部会構成、審議日程の決定及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、審議の状況によっては金額審議を行うものとする。第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

なお、合同により部会を配置する場合は、原則として、第 1 回目は、部会構成、審議日程及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

(3) 関係労使参考人からの意見聴取は行うものとするが、その時期及び手法は専門部会の判断によるものとする。

5 その他

審議日程については、原則として第 1 回専門部会等において決定するものとし、この日程は尊重されるものとする。

(確認事項)

(1) 原則として参考人からの意見聴取は 1 名ずつ行うものとし、この場合他の参考人を同席させることはしない。

(2) 参考人に対しては、あらかじめ聴取事項を書面で通知

するとともに、参考人からの説明の概要について事前に書面で提出していただくよう配慮するものとする。

(3) 参考人が都合等で出席できない場合は、代理人の出席又は文書による意見の提出ができるものとする。

(4) 産業別最低賃金の改正の申出のうち、7月までに提出されたものについては、年内発効を目途に審議を進めるものとする。

(5) 最低賃金法施行規則第11条に基づく公示により提出された意見書の取扱いについては、その内容に応じ該当する専門部会において審議するものとする。

岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

平成 15 年 5 月 29 日

改定 平成 20 年 7 月 24 日

改定 平成 29 年 6 月 29 日

改定 令和 元年 5 月 30 日

1 趣旨

本要領は、審議会の公正な審議の確保、透明性の確保と個人情報の保護、個人や団体の権利の不当侵害等防止をはかり、審議会の公開と審議会の議事進行を円滑に行うための事務処理要領を定めるものである。

2 審議の公開、非公開

法令等により審議で扱う内容が漏えいした場合、守秘義務違反を問われる恐れのある事項を扱う審議及び岩手地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」で、審議会長が必要と認めたときは非公開とする。

3 事前対応

- (1) 審議会開催の概ね 10 日前に局掲示板及び局ホームページに開催日時、場所、主要議題、傍聴人数を示した募集要領を掲載する。(別添 1 省略)
- (2) 傍聴申込みがあった場合は、傍聴人名簿と傍聴整理券を作成し、傍聴を認めた者には、『傍聴整理券』『審議会傍聴にあたっての遵守事項』を送付する。
(別添 2、別添 3 省略)
- (3) 申込者多数の場合は、抽選により当選者を決定し、申込者に当落を通知する。
(別添 4 省略)

4 当日の対応

- (1) 審議会場に傍聴人受付と傍聴人席を設ける。
- (2) 受付において傍聴人名簿と傍聴整理券を照合し、傍聴人を傍聴人席に着席させる。
- (3) 遵守事項に反した場合は、遵守事項を再度説明し、その行為を止めさせるか、退去要求を行う。
- (4) 報道機関に対する対応について
 - ① 取材申入れ等の窓口は、事務局（岩手労働局労働基準部賃金室）とし、報道機関担当者をおく。
 - ② 録音機及び写真機・テレビカメラ等の機材を用いた撮影・取材は、審議会開

始直前まで（いわゆる頭撮り）とし、審議会開始後は傍聴のみとする。

- ③ 人数は募集人数の枠外とし、記者席を設けるものとする。
- ④ その他の取扱い及び遵守事項については、一般傍聴人と同様とする。
- ⑤ 報道機関から申入れがあった場合は、審議終了後に取材対応を行う場を設け、原則として事務局が対応する。必要に応じ、了解を得て審議会委員の同席を依頼する場合があるものとする。
- ⑥ 非公開審議について、取材の求めがあった場合は、取材対応の場を設け、事務局において、審議会終了後、個人情報保護、個人や団体の権利の不当侵害防止、円滑な審議の運営に配慮したうえで、議事の要旨を説明する。

公開・非公開関係一覧表（運用）

	議 事	議 事 録	議事要旨
本審（金額審議等を除く）	公 開	公 開	—
本審（金額審議等について）	原則公開	原則公開	公 開
本審（金額審議等を含むものについて）	原則公開	原則公開	公 開
専 門 部 会	非 公 開	非 公 開	公 開
小 委 員 会	原則非公開	原則非公開	公 開

なお、金額審議等とは、実地視察、参考人意見聴取、採決の本審議会、異議申し立てにかかる審議等をいう。

令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（当初案）

令和5年度		令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	6月中旬	1日	実地視察		
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	
	—	—	—	—	—	—	—	—	
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.4(金)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申	
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.18(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.19(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.20(水)	13:30	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.8.25(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
					R7.8.27(水)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.5(金)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.9.30(火)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審	
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審	
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審	
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審	
							②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
							③百貨店	金額審議 結 審	
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.10.31(金)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.11.18(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	

令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

修正部分朱書

令和5年度	令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	R7.6.10(火)	1日	実地視察	
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	7月上～中旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
	—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.18(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.19(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.20(水)	13:30	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.8.25(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
					R7.8.27(水)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.5(金)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.9.30(火)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
							②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							③百貨店	金額審議 結 審
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.10.31(金)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.11.18(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

資料No. 5

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月13日(土)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申し立て締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申し 立て締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月14日(火)		10月29日(水)		11月4日(火)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月5日(水)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月6日(木)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月10日(月)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月11日(火)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月12日(水)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月14日(金)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月17日(月)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月18日(火)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		11月19日(水)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		11月21日(金)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		11月25日(火)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		11月26日(水)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		11月27日(木)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月1日(月)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月2日(火)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月3日(水)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月5日(金)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月8日(月)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月9日(火)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月10日(水)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月12日(金)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月15日(月)		12月24日(水)		1月23日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月26日(水)		12月11日(木)		12月16日(火)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月17日(水)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		12月19日(金)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		12月22日(月)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		12月23日(火)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		12月24日(水)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		12月26日(金)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月5日(月)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月6日(火)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月7日(水)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月9日(金)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月13日(火)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月14日(水)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月15日(木)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月19日(月)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月20日(火)		1月29日(木)		2月28日(土)

議 第 220 号

令和7年3月25日

岩手地方最低賃金審議会長

丸 山 仁 様

岩手県議会議長 工 藤 大 輔



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。



【担当】岩手県議会事務局議事調査課 吉田

電話 019-629-6021

令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）において、適切な価格転嫁と生産性向上支援によって最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとともに、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図るとしている。更には、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及、定着させるため価格転嫁の円滑化等の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化、成長に向けた支援を充実するとしている中であって、本県の最低賃金は、現在952円と過去最高の59円の引上げとなり全国最下位は脱したが、依然下位にある。

また、都市部との最低賃金の差はいまだに解消されず、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出による労働力不足の深刻化が顕著となっているなど、県内勤労者の人材確保を更に厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、従来から深刻化している本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2020年代に全国加重平均1,500円達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとの方針等を踏まえ、向こう5年間での到達を見据えた引上げを実現すること。
- 2 令和6年度の岩手県最低賃金の改正では、全国最下位は脱したものの、東北地方でも格差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも格差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申出について審議し改正すること。
- 4 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議長 工 藤 大 輔

岩手地方最低賃金審議会長

丸 山 仁 様

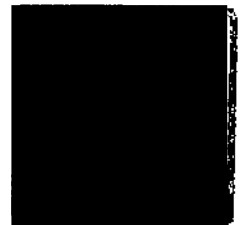
議 第 220 号

令和7年3月25日

岩手労働局長

栗 村 勝 行 様

岩手県議会議長 工 藤 大 輔



意見書の提出について

2月定例会において議決されました意見書を別添のとおり提出いたしますので、これを実現するためお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。



【担当】岩手県議会事務局議事調査課 吉田

電話 019-629-6021

令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由

労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものと定められているが、最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係がなく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

一方、政府においては、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）において、適切な価格転嫁と生産性向上支援によって最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとともに、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図るとしている。更には、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及、定着させるため価格転嫁の円滑化等の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化、成長に向けた支援を充実するとしている中であって、本県の最低賃金は、現在952円と過去最高の59円の引上げとなり全国最下位は脱したが、依然下位にある。

また、都市部との最低賃金の差はいまだに解消されず、年間2,000時間働いたとしてもワーキング・プアの水準とされる年収200万円にも満たないことから、若者の他県への流出による労働力不足の深刻化が顕著となっているなど、県内勤労者の人材確保を更に厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和7年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、従来から深刻化している本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2020年代に全国加重平均1,500円達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとの方針等を踏まえ、向こう5年間での到達を見据えた引上げを実現すること。
- 2 令和6年度の岩手県最低賃金の改正では、全国最下位は脱したものの、東北地方でも格差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも格差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定最低賃金の改正に当たっては、特定最低賃金の目的である労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金より高い水準を確保する必要性やこれまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申出について審議し改正すること。
- 4 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議長 工 藤 大 輔

岩手労働局長

栗 村 勝 行 様

2025年（令和7年）5月30日

岩手労働局

岩手地方最低賃金審議会 御中

岩手弁護士会

会長 細川 亮

会長声明の送付について

当会は、別紙書面のとおり『最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明』を発表いたしましたので送付申し上げます。

以上

最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 昨年度の岩手県の最低賃金は、過去最大の59円の引き上げが行われ952円と決定された。しかし、この金額は、目安額を9円上回るものに過ぎず、全国加重平均を103円も下回る額であり、依然として週40時間働いたとしても年収にして200万円にも満たないワーキングプアの水準にある。一方、昨年度の徳島県は、目安額50円を34円上回る84円の引き上げを決定しており、地域の実情を踏まえた大幅な引上げが可能であることを示したところである。

厚生労働省が本年2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなった。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

地域別最低賃金を決定する際の重要な考慮要素とされる労働者の生計費は、正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の所定内労働時間である152.6時間（「毎月勤労統計調査 令和6年10月分結果速報」）で換算すれば、時給1500円を大きく超える結果となっている。したがって、現在の最低賃金額がまだ生活を維持するに十分な額に達していないことは明らかである。

したがって、労働者の生活を守るためには、前年度の引上額を大幅に上回る最低賃金の引上げが必要である。

- 2 最低賃金の地域間格差もまた依然として大きく、岩手県の最低賃金は、最も高い東京都の時給1163円との間で211円もの差があり、昨年度の差額220円よりも縮小したものの、依然として都市部との大きな格差が生じ続けている。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金については、あえて地域別に金額を設定する合理性は乏しい。

また、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、地域に労働力を確保するためにも、地域において都市部と同じ水準の最低賃金が確保されるべきである。

中央最低賃金審議会は、地域間格差を是正するためとして、AないしCの3ランクによる地域分割を前提とする目安制度を実施しているが、当会が以前から指摘しているように、地域毎に賃金目安を定めるという目安制度自体を廃止しない限り、地域間格差の解消は望めない。目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

- 3 これらに併せて、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業については、賃金の引上げによっても円滑な事業運営を維持できるよう十分な支援策を講じることが必要である。

この点、国が実施する「業務改善助成金」は、中小企業を対象とした賃金の引上げを条件に含む助成金であるが、助成の対象が生産性向上に資する設備投資の費用に限定されていることや、助成金の支給時期が対象の経費の支払後であることなど批判も多く寄せられており、十分な支援策とは言い難い。

例えば、社会保険料の事業主負担部分の減免や人件費等の上昇を取引価格に適正に反映できるようにするなど実効的な中小企業支援策を講じることが不可欠である。

- 4 労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、当会は、引き続き、中央最低賃金審議会と岩手地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、国に対し、全国一律最低賃金制度の実施及び中小企業への十分な支援策を求めるものである。

2025（令和7）年5月29日

岩手弁護士会

会長 細 川



定 雇 第 221 号

令和 7 年 6 月 6 日

岩手地方最低賃金審議会長 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 7 年度岩手県最低賃金の改正等について

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では人口の社会減が続いており、特に 18 歳の進学・就職期、22 歳前後の就職期の転出が顕著となっています。

地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性にとって魅力ある職場づくりの推進が求められており、また、県民一人ひとりが、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を図っていく必要があります。

令和 6 年度の岩手県最低賃金の改正では、過去最大の 59 円の引き上げ額となり、令和 5 年度の全国単独の最下位を脱したものの、依然として全国下位であり、都市部のみならず隣県との格差が生じております。

全国的に人口減少が急速に進展し産業人材の確保が大きな課題となる中、本県の優秀な人材が安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができるよう、依然として最低賃金が全国でも下位であるという現状を勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向け、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

定 雇 第 220 号

令和 7 年 6 月 2 日

岩手労働局長 様

岩手県知事 達増 拓也

令和 7 年度岩手県最低賃金の改正等について

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では人口の社会減が続いており、特に 18 歳の進学・就職期、22 歳前後の就職期の転出が顕著となっています。

地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性にとって魅力ある職場づくりの推進が求められており、また、県民一人ひとりが、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を図っていく必要があります。

令和 6 年度の岩手県最低賃金の改正では、過去最大の 59 円の引き上げ額となり、令和 5 年度の全国単独の最下位を脱したものの、依然として全国下位であり、都市部のみならず隣県との格差が生じております。

全国的に人口減少が急速に進展し産業人材の確保が大きな課題となる中、本県の優秀な人材が安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができるよう、依然として最低賃金が全国でも下位であるという現状を勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向け、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。